

総合目標 2： 財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

上記目標の概要	税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。 「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針2019）」においては、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025年度の財政健全化目標の達成を目指すこととしています。税制については、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。 骨太の方針2020においては、骨太の方針2019や税制調査会の答申などを踏まえ、引き続き、税体系全般にわたる見直し等を進めることとしています。 （上記目標を構成するテーマ） 総 2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する
-----------------------	---

総合目標 2 についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評定の理由	令和 4 年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずることとしました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直すこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 4 年 3 月 22 日に成立しました。 令和 3 年度は上述のような対応を行い、テーマ 2-1 の評価も「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 令和 4 年度税制改正は、成長と分配の好循環の実現やカーボンニュートラルの実現など、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。 また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。

テーマ	総 2 - 1 : 我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 総2-1-B-1 : 経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討		
	目 標	経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。 （目標の設定の根拠） 税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	税制調査会（用語集参照）において、内閣総理大臣からの新たな諮問（令和3年11月12日）も踏まえ、経済社会の構造変化やそれを踏まえた今後の税制のあり方等についての議論を行いました。また、納税環境整備に関する専門家会合では、記帳水準の向上について外部有識者からのヒアリングを行ったほか、記帳の状況などに関する税務執行上の課題や、プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルールについて議論を行い、納税環境に関する今後の議論の方向性について論点を整理しました。 更に、経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題については、令和3年10月8日、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、2つの柱（第1の柱：市場国への新たな課税権の配分、第2の柱：グローバル・ミニマム課税）による解決策が合意されました。我が国としても、こうした国際的な議論に積極的に貢献しました。 令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずることとしました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直すこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和4年3月22日に成立しました。 今後も引き続き、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進めていくこととしており、達成度は「□」としました。	□
テーマについての評価		a 相当程度進展あり	

評価の理由	令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現やカーボンニュートラルの実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。
	また、税制調査会において、経済社会の構造変化やそれを踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。
	更に、OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。
	以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

総2-1に係る参考情報

参考指標1：税収比率の推移

年度	平成8	9	10	11	12	13	14	15	16
%	66.0	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5	53.7
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25
%	57.4	60.2	62.3	52.3	38.4	43.5	42.5	45.2	46.9
年度	26	27	28	29	30	令和元	2	3（補）	4（予）
%	54.6	57.3	56.9	59.9	61.0	57.7	41.2	44.8	60.6

（出所）「我が国の財政事情」（令和3年12月作成）を基に主税局総務課で作成

（https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/04.pdf）

（注）令和2年度以前は決算額、令和3年度は補正後予算額、令和4年度は予算額による。

参考指標2：一般会計税収の推移

（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02）

参考指標3：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総1-1：参考指標1）】

評価結果の反映	人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進めます。
	具体的には、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、令和4年度税制改正の着実な実施、令和5年度の税制改正の内容の検討に取り組みます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

総合目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第208回国会 総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日） 第208回国会 財務大臣財政演説（令和4年1月17日） 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方（令和元年9月26日税制調査会）
-----------------------------------	--

	諮問（令和３年11月12日税制調査会） 令和４年度税制改正の大綱（令和３年12月24日閣議決定）		
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	税収の推移： 「歳出に占める税収の割合」 「主要税目（国税）の税収の推移」等		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	令和３年度税制改正の内容を着実に実施しました。また、令和４年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現やカーボンニュートラルの実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和４年３月22日に国会で成立しました。 更に、税制調査会において、経済社会の構造変化を踏まえ、税体系全般にわたる見直しについて議論を行いました。		
担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	令和４年６月